

372-492



1200501449075

372

492

斐憩紀聞

石川縣圖書館協會編

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5

始



芨  
憩  
紀  
聞

石川縣圖書館協會



荅

憇

紀

聞



372-492

## 斐憩紀聞序

夫都邑之墟也。桑海之移也。歷千載而膾炙於人口者。概其  
出於彷彿。而聽繹者亦不少矣。余之從弟塙五明。身在農  
正。常有好事癖。每巡邑欲蹤之趁。故至熟行不御笠。霎雨  
步不着蓑。屢謀於鄉導。且行且筆。斐憩之際又質之奉杖者  
也。隨而錄者若干。余之同僚野榮滋亦以其所聞補焉。攢成  
上下二篇。請序於余。余所爲自今易幾裘葛。則豈復不有土  
地之伏生耶。何啻好事耳也哉。實識古之龜鑑也哉。余亦欣  
暢而序之云爾。享和三載三月旣望。

男 東方明書

## 斐憩紀聞

### ○大聖寺

北陸道抜書云。有城號「津葉城」。元是僧徒大將居焉。  
建三七堂伽藍。號「三光山大聖寺」。或構「外郭」。防「非常  
之凶徒」。其後津葉氏某。以「大聖寺」爲「城郭」。織田信長  
時。溝口伯耆守爲城代。厥後德山五兵衛。慶長五年時山口  
立蕃頭居城。新田義貞擊「從北國」上洛時。於「大聖寺」與  
津葉五郎「相戰」。然義貞軍兵敗績上洛。其後名越太郎時兼。  
引率三萬餘騎。到「越前・加賀境大聖寺」。時敷地・上木・  
河岸・瓜生・深町諸兵進出。遮「其來路」暫支挑戰。遂大聖  
寺・軍兵大勝打「捕太郎時兼」。

昔了悟屋敷法華坊へ續きて中村領なり。延寶の比なるか堀  
切の普請あり、新川云ふ。今吉田氏屋敷、中村の庄屋跡  
云ふ。辰巳の方に宮あり。何神もしものなかりしを、  
敷地天神の社務、八幡の宮なりといへり。日本總鹿子に  
は、江沼郡中村社熊野權現云々あり。今も上福田の者法華坊

一、裝幘は玉井敬泉氏の手に成るもの、圖案は國幣中  
社白山比咩神社藏の國寶螺鈿鞍文様を資料として  
作圖せられた。

一、校訂は末尾の解説と共に石川縣史編纂係の日置謙  
氏を煩はした。

一、校正は太田南圃氏が主としてその勞をこられた。

を中村ミ云フ。

○市 谷

九谷村へ行く道の北川向に石筆産す。試に墨筆の用たれり。

○井 切

此の領内に土器塚ミてあり。江沼郡在々所々記に云フ。井切村より土器塚は丑寅の間に當る。土器塚より濱佐美村は丑寅にあたる。井切村より墳迄十三町ミあり。今墳ミいへるものはなく、されども土器塚の名ありミ、井切のものいへり。

○箱 宮

打越領境にちよこ谷ミいふ所あり。田の中に釣鐘埋れありミ云傳ふ。以前は印もありしきいふ、今はなし。此の鐘山代の専光寺の鐘なりミいふ。往古専光寺箱宮にありし由、今に村中に屋敷跡ミてあり。

○林

此の村端に林六郎居城跡ミてあり。土居・堀の跡あり。また此の領内に昔越前藤嶋長性寺（藤井寺）ありしき、其の屋敷跡ミて

あり。いつの比越前へ引移りしかしる人なし。此の所より觀慶寺（觀慶院）小松へ引越せしき、今も此の邊のもの觀慶寺門徒多し。

○濱佐美

此の村昔越前米納津浦より來りし由。依て三國再興寺（アマニイニシテ）今に皆門徒なりしに、寛政年中再興寺金色寺（アマニイニシテ）改號に付、村中日末の聖德寺門徒になる。

○菩 提

花山院のみさゝぎあり、昔より此の山へ登る事を禁す。此の村端に小山あり。或時土民土を取る事ありしに、石のからさに掘あたれり。掘出し見ればうちに具足・太刀のそれが朽たるあり。また周り三寸許の金の輪あり、また瑠璃の緒（エゾ）の如き玉多くありミぞ。

○富 塚

此の領内に昔沼ありしを二百石の田地に開き、一村出來た此の村に市役ミて、年に毎年上納銀あり。昔何の市役が定かならず。往古小松の市へ薪を出したる役なりミも云フ。

○百 ハ

此の領内に昔沼ありしを二百石の田地に開き、一村出來た此の村端に小山あり。或時土民土を取る事ありしに、石のからさに掘あたれり。掘出し見ればうちに具足・太刀のそれが朽たるあり。また周り三寸許の金の輪あり、また瑠璃の緒（エゾ）の如き玉多くありミぞ。

○大分校 小分校

伴八彌屋敷跡ミてあり。寺屋敷跡所々にあり。石なきの残りある所もあり。また坊屋敷ミ云フ處あり、坊の跡なるべし。或時此の處にて農人石火鉢の如くなるものを掘出す、うちに護摩修する具あり。今に持傳ふミ云フ。

○大菅波

此の村往古は山の根にあり。そのころは大村ミいふ。山口立番の時今地へ所替したる由。其の時分は今田地の大なる沼にて、菅なき生茂り居たるに依て、村替の時大菅波ミ名付くミぞ。當村に久兵衛ミ云フものあり。尊氏の時よりの百姓なり。則ち系圖等持傳ふ。

○小鹽辻

此の領内文兵衛山・小四郎山あり。此の兩山の間に敷地村へ出る道あり。此の道を富樫海道ミ云フ。

## ○小 鹽

小鹽崎名所なり。此の海道年々海寄せて、大潮時なきは住居ならず。是迄立のきたる家何軒ごいふ事なし。昔は此の濱に鹽竈あり、一間砂漬にてありしき見えたり。此の磯に字を小皿ごいふ處あり。都て何に不寄打よするもの、この小皿に限り、多く打ちあぐるごいふ。死人なきも打上るは、大方此の所なりごいふ。

## ○大 土

上新保へ越る山に木葉峠ごてあり。以前は峠の登り口に岩あり。是を打缺けば木葉の紋石あり。又水落の溝なきにて拾得たる事もありごいふ。今得る事甚稀なり。

當村より一里許奥に、一ノ原・二ノ原・三ノ原ごて谷間に平なる處あり。昔は不殘烟にて、加賀新保の者へおろし烟にせし由。今は大かた荒地となる。昔此の邊にて大土の者炭やきしに、或時炭竈より鉛流れ出たり。此の鉛を荒谷村故長右衛門所持せしと、今の長右衛門云へり。近比此の邊の石を取寄せ試るに、石目方五・六貫目より鉛二匁許あり。六郷の鉛山杯の様子を聞くに、石目方一貫目に鉛三百目もあり。

我谷ミ大内ミの領境に簾瀧ミいふあり。昔はみす瀧ミ云ひし由。利明様御覽じ簾瀧ミ名付け給ふミもいへり。奥に大内あるにより名付け給ふミいへり。御詠歌有、かゝるミはしらで今まで簾瀧の返るさわする秋の夕暮。

## ○勅 使

此の領に勅使河原右京ミ云ふ者の屋敷跡ごてあり。北陸道抜書云。動橋南方山手。謂「勅使」有古城。昔花山院皇勅使居處也。此間有川橋一座川也。ごあり。

## ○河 南

村の東に水晶山あり。水晶わかしま云ふ。

## ○片 野

海邊に牛ノ鼻ごて高き岩あり。以前は頂き六尺四方も平にして、芝生茂り居たり。若輩杯はいたゞきへ登り座して眺望したる所なり。今はきりの先の如くになり其の形なし。

村より中濱の海端の臺に、長者屋敷ごいふあり。昔長者住居したる跡ごいふ。此の邊昔鹽竈ありしき。此の長者屋敷邊矢の根石あり。今は甚稀なり。

昔は大池の上砂山ミ片野村前の山ミ、よほご隔りて、此の所に大池より流るゝ小川ありしきぞ。其の後年々砂押出し、

川埋り流も絶え、中坂の下迄も池になり居たる由。依て今之掘抜御普請ありて、村前へ流る。御普請ありしは百五六十年許以前の事ミ、片野のものいへり。又昔は今砂山の所一圓檜木林なりしに、或時木ミ木ミすれ合ひ出火して、不殘燒失すミ云ふ。今長者屋敷の邊に、焼木ミ覺しき木根あり。又大池もめくらが池も、ひさつ池にてありしに、砂

押入り埋り、大池ミめくらが池は入江の所にて埋り残りたるミ云。其の比の事か、めくらが池の向に栗林ありて、下福田の者舟に乗りて栗落しに行き賣りたるミ、村の古き喟しありごいふものあり。今に下福田に栗役ミて小物成有。是に符合すれば實なるか定かならず。又一説あり、下福田の條に記す。

## ○片山津

大なる潟あり、懲名柴山潟ミ云ふ。潟端の村々潟のうちに領分分れあり。引網にて鯉・鮎を取る。又ツケミいふものあり。此のツケミ云ふは、潟の内へ櫻の木を枝ミにも剪り込置き、冬のうちはよき時節竹にて追出し、さし網を張置き取る事なり。春になればツケのめぐりに立網を張置き、彼の櫻を不殘舟へ取上げ、唐網にて打つ事なり。又潟端に五六間或は七・八間四方許の深き穴を掘り、彼の櫻を剪り込置き、出水の時分鯉・鮎がむミなり。水落ちて能き時水をかへ、手さりにする事なり。ツケの木外の木にては魚かどまず、櫻に限るミ云。此の潟鯉・鮎、風味甚だ美なり。昔は動橋川此の領に落ちたり。今の川田是なり。此の川尻

に新田を開きし云ふ。其の後中嶋領へ川つけ替あり、中嶋の新田此の川尻なり。近年毛谷川尻の領へ川付替ありたり。

○柏野

江沼郡在々所々記云。村より北におうち屋敷てあり。又村の後に道善の城跡てあり、北南へ二町程長き山なり。南方高上の平地三間に六間許あり。夫より北方五間に八間程あり。西の方に道あり、北面に下り、東の方は険なり。西北へ下る道、山半上の方に生水あり云云。今も則ち所のもの道善山云云。

○風谷

此の領内に砾石あり。荒砥なり。

○上新保

此の領昔は杉水の領内なり。山口玄蕃の時か、當村わから云ふ。往古加賀新保の者住居初む云云。故に上新保云々名付く。村より二里許奥の谷に砾石出る所あり、甚難所云云。當領西瓜を作る、風味甚美なり。

○横北

此の村の宮大社にて、此の谷の惣社なりし由。川のこなた

に町ありし。此の谷大土村迄を横北の郷云云し由。

○八日市

往還に地蔵あり、此の所を都戻り云云。西行法師西住法師三行脚の折から、九谷邊に暫足を止む。其の後都へ戻らんと兩僧此の處迄出づ。西住は九谷邊の地勝れ、他に又あらじ三九谷へ戻り、今の西住村の所に閑居す。故に西住村の名あり云云。西住村の中に西住の塚跡てあり。西住行は西住に別れて都へ戻りし所にて、此の所を都戻り云云由。

○橘

微妙院様小松に御座なされし時、御看御用にて橘村へ看札二十五枚渡り、夜分御闕所無支通りし由。今に橘の間屋此の札を所持す。看荷札、橘村仁兵衛元禄三年正月廿二日三月云々。

○高尾

所々に穴あり。村の東の金糞谷云々處の穴、三十間許入りたるものあれど、夫より奥へ入者なし云云。

○瀧ヶ原

あちら谷岩屋云々所あり。是は塔尾領なり。甚難所なり云々。此の所に洞あり。岩に文字彫付ありし云々。人作の洞なる由。又三童子山黒谷云々處に洞あり。入口に三角なる戸の如き石あり。其の脇より這入れば深き事四五間許あり。洞中奥の方一段高く、小石並べあり。十村故半助洞中へ入りたり云々。此の三童子山古城跡なり。今に郭の跡あり。此の城の往来、栗津の奥日用村より峯つき、今も道跡あり云々。

菊ヶ淵云々所あり。此の谷に菊生す、一重の白なり。野菊の類にして、野菊とは違ひ、葉は常の菊に似たり。

此の村小物成に市役あり。昔何か市を立てしか知れず。馬市の役とも云ひ、小松市へ薪を出したる役とも云へき、定かならず。

○直下

江沼郡在々所々記に云ふ、聖德太子屋敷跡て芭蕉多くあり。年毎に花咲く。太子の像あり、聖德太子の作云云。村の東湯山云々山の臺に、寺屋敷跡あり。今飛流直下三千尺云々李白が句あり。此の語より取るか見

えたり云々人あり。白氏文集に、直下をソリ云々譯あり云々。

○曾字

村の奥に牛ヶ鼻坂云々所あり、方石産す。又雨池云々所あり、松山なり。昔白雨の爲に植松被仰付云々傳ふ。故に雨池の名あり云々。

○南郷

八幡の宮あり。此の宮金澤御家臣岡崎家の先祖岡崎市正、大聖寺御陣の節金ヶ丸にて苦戦して討死す。また深手を負ひ南郷迄退き死す云々。死後近村生化の躰あるに付、八幡に祝ひ込めし云々。昔は堂もなし、石許ありしこ。利章様御内室保壽院様御氏神八幡にて、常に八幡御信心あるにより、此の八幡の堂御建立、敷地天神の末社の八幡を移し給ふ云々。今の八幡の厨子は、正覺寺の香はきの觀音の厨子なり云々。

北陸道抜書云。南郷有古城、黒瀬覺道砦也云々。所の者古城跡云々。

○永井

永井橋のほどを竹の浦といふ。昔此の領に寺九ヶ寺あり。屋敷は往還より永井の間を下る道の左右なりと云ふ。此の邊蛇嶋と云ひ舟入しきぞ。

本村と出村の境にからつ屋敷といふ所あり。昔焼物せし所なり。寛政の比京師に久敷住居せしもの、様子ありて此の村に住居す。此もの彼の屋敷より焼物の欠を掘出し、京師にて入魂の者に送りし處、此の焼をイヌ、焼みて甚珍數物なりと云ひ遣はせしこぞ。

竹の浦古歌あり。竹の浦泊りなごいへるも此の地なり。貝なごも此の浦の名産といへり。和歌にも詠めりこいふ人あり。

昔此の村に鳥見の徳兵衛と云ふ者あり。御鳥見をせし由なり。今に子孫の者鳥見の札を持傳ふ。又此の領に鳥見高とて新田あり。此の徳兵衛が開きたる田地なり。

### ○那 谷

北陸道抜書云。動橋川上南方一里餘。有下稱三那谷一處。上。有精舍。號三那谷寺。本是元正天皇御宇養老年中。秦澄上人之開基也。昔花山法皇爲順禮形。而到紀州熊野那

智觀音曰。我願欲拜真觀音像。由是蒙靈夢。其示現曰。加賀國江沼郡有正觀音像。汝往拜焉。故法皇從那智經美濃谷汲。到江沼郡觀音堂。即有閣浮檀金觀音像。拜之以爲奇也。即摘那智谷汲兩字。以名三那谷寺。嗚呼看其風物。則一目千里之美景也。誠奇石怪峰橫直峰。畫工抛毫。詩人掩袖。是本朝之絕景也。曾聞東奥之松嶋。近陵之八景。丹陽之成相。南紀之弱浦。藝陽之嚴嶋者。舉世稱佳境。然我足未到。則徒費遐想而已。今此那谷者。幽邃僻遠而不繁華。自有仙家之風。而無價之勝景尤多。何別求佳境乎。

那谷城者。建武元年新田義貞既平北國。聽欲攻上京都。而大井田彈正少弼。同式部大輔。中條人道。鳥山左京亮。鳳信濃守。禪津掃部助。太田・瀧口等。其勢二萬餘騎。七月三日發越後府。超越中國。于時國主普門藏人俊清。出其國境。雖暫支防戰。少勢且大半討死。引三龜松倉城。越後勢全軍兵赴加賀國。富権正親聽之。率五百餘騎。馳向阿多賀・篠原。屢接戰。然富権兵二百餘騎討死。引龍那谷城。さあり。

### 那谷寺緣起云。

夫自生山那谷寺者。人王四十四代元正天皇御宇。越之前州越智山泰澄大師。養老年始遊于是山。熟視巖穴奇異。以爲轉法輪處也。即自千手大悲尊像模寫於鎔。命治工令鑄之。爲巖窟於內陣。以七寶爲莊嚴。安置尊軀。造營八棟作之禮殿。百餘間之龍橋。渡於御手洗川。三級之層塔。七重寶塔。護摩堂。講堂。三門等。鏹金銀。連瓊玉塗丹青。延瑠璃。寄于數千貫寺領爲勅願處。而數百僧寺院並軒。始號自生山巖谷寺。自爾闡國競信。靈應日新矣。人王六十五代華山法皇。寛和年中遊名藍靈址。遙詣于三十三所觀音。亦有徵願。於北國擇三十三所觀音靈場。欲令爲北州菩提林。嚮臨幸加陽。路頭逢老翁。其容貌傀偉非異人。脫鞋隨行。名號及谿口忽然失所在。當知今異人即是大士應化也。皇深感焉。汎流物色。聖眼四顧。奇窮山嶽瞻富。美盡人神壯麗。或通之路于千嶺間。或置院于重洞之中。巖窟幽邃。林鬱蒼蔚。甚愜徵慮。

幕下。乃芟三株蕪。夷三石凹。追尋舊跡。而巖窟中千手觀音者。後光臺座厨子唐木宮殿。以金銀珠玉爲莊嚴。爲本堂之本尊也。抑又自巖窟中如意輪小像掘出之。斯迺法皇守本尊閣浮檀。金如意輪觀音尊像。故則命于後藤程乘。第九代理兵衛事。名義云程乘也。令下以黃金一脊三連華。以印子爲臺座。以白銀一作宮殿上。以定持佛堂本尊。以創斧斤功。於是離婆督繩。匠石運斤。奉佛之殿。護摩堂。寶塔暨鐘樓。香積。不日現成。莊麗奪目。加之納于本郡腹田。而充恒產。舉爲大祈願處。一者爲青油幕下祈得嗣也。當時葛府家光公無嗣。故請司氏列侯欲定養子。利常卿又領其事。得元子。蒙賜名也。所以者何。千手如意輪加持力所致也。十八年三月御誕生也。所以者何。千手如意輪加持力所致也。

九年秋九月如意輪尊。京東山以若王寺大僧正。奉レ備。叡覽。舊記函蓋相稱。在勅命增以上厨子。安置內佛壇也。二者爲三州之府主。禱邦基鞏固也。遍尋舊址之因由。聿叙再々興來源者也。

寛永十九龍轉壬午冬十月吉且。大檀那三州大牧黃門利常卿因命。現住法印定憲謹書焉。永續于那谷寺者也。

ゑんぎよの佛ヶ溝云ふ所に岩屋あり。往古那谷觀音堂此

の所にありたりといふ。

石谷といふ處あり。瑪瑙石あり。いつの比か京師邊のもの運上を上げて掘出せる事あり。上品のもの多く出せしこそ。今に掘返したる跡あり。利物様被仰付掘らせ給ひれども、格別のもの出ざりき。

菩提の境に實盛の首塚ミタケあり。寺屋敷の跡といふ。

微妙院様那谷へ御參詣の節、那谷に百八歳になるものあり。

此もの申せしは、那谷は昔大木生茂りたる土地成しに、柴田勝家大木不殘剪り、小松・大聖寺へ出し、其後はあさまになりし由。其比は人數三千も出したりと聞傳ふ由、御供

の衆へ唱せしこぞ。

那谷寺に實盛が土器カタマリあり。昔は甲も有し由。いつの比か小松の八幡へ遣せしこぞ。

○中代  
野中に井戸輪をふせたる清水あり。御茶の水といふ。昔御鷹野御成の節、此水御茶の水に汲たりといふ。

○上野  
利長様御陣所あり。今に御陣山といふ。此の村昔は二ヶ所

にあり。一ヶ所は二ツ屋境六兵衛坂といふ處にあり。此の宮に古き獅子頭あり。大永の年號ありといふ。近比尋ねれば今はなし云へり。

### ○潮津

此の領のかみで云ふ所湖の邊平山なり。此の所を城跡といふ。馬出し或は河道の跡ありといへばも定かならず。昔此の所をやしわの湊ミナミて、舟入りしこと云ひ傳ふ。今土地の様子を考へ見るに、海へつゞく縁なし。湖の入口にて舟入し故湊の名あるか。一説に手取川此の領へ流れ、篠原より海へ落ちたりとも云ふ。昔は當村のうへに出村あり。またいつ比か鹽藏ありて鹽を納めたる事あり云々。今も村中に御藏跡ミサキてあり。

此の邊潟のうちにひしこいふものあり。藻に似たる水底の草なり。此の實をひしこいふ。それを飯に交へ喰ふ。ひしこいふ。此のひしは小松中納言様爲植給ふと云傳ふ。

昔宮地村に寺あり。此の塔を舟に積み行かんさせし時、此の領の潟のうちに沈みしこと。故に爰に塔ヶ崎と云ふ名あり。獵師網を打つに、九輪の頭に掛るといへり。

者酒を求むる度毎に、三寸<sup>セント</sup>を備ふる云ふ。昔此の社壇に、上着にて神衣あり。勅命あつて是を奉る。酒の代として金子を下し賜ふ。村中打寄り酒を求ん云いへき、得手不得手あれば直ならずして、代にて割符せしかば、下戸にも上戸にも三ばい代あたりしこなり。夫より上木の三ばい下戸も云ふ諺ある云々。

北陸道抜書云。敷地・上木・河岸・瓜生・深町諸兵進出避其來路云々。めくらが池の西の臺を城跡云ふ。昔は土居、堀切もあり。今は大かた砂に隠れしこ。今も畑中に少しは土居の形あり。並木の松もあり。夫より村の方の臺に寺ありしこいふ。今たまノ瓦の缺なき掘出す事あり云々。

## ○上 原

此の下村に往古神護間兵衛云々ものあり。太閤山中へ入湯し給ふ時、何の爲か知らず屋敷四百歩給ふ云々。其の子孫其の屋敷に住居す。此の神護が家傳云々て、産婦のはやめの薬を出す。

此の領の往来に石橋あり。此の橋にて落馬するもの多くあ

り。或時橋修復の事ありて、石の裏を見ければ地蔵尊の像あり、大同二年云々彌付あり。今堂を建立して安置す。上村へ行く道の右なり。

## ○野 田

煙中に高さ六・七尺許に、七・八尺四方にして平なる石あり。塔の臺云ふ。此の所則ち寺屋敷跡なり。今に此の邊古瓦多くあり。

## ○黒 崎

當村に昔玉井市正云々人の住居せし由云ひ傳ふ。此の領より橋立價へかけて海端に松林あり。大木なり。風烈しき所によくそだたり云々所の者に尋ねければ、此の所は何風にても風の間なり云ふ。不思議の事なり。此体のうちに石ありと云ふ。また首塚ともいへり。

## ○九 谷

後藤才次郎陶場、九谷川向市の谷へ行く道の山下なり。此の所に才次郎住居跡もあり。釜場の跡云々所に焼ものゝ缺多くあり。予巡見せし時、懲り人をして掘らしむるに、小き缺多く出づ。九谷焼の見本にもなるべけれ云々、此の道

に功者なる人に送りしに、今九谷焼云々するものにここ替りたるものあり云いへり。また此の所に焼物の臺さて、素焼にて口<sup>ハシ</sup>如圖もの尤大小多あり。此の邊に朱石をは

たきたる所あり。今も其の朱石あり。此の朱石を朱の製法

知りたる人に送りしかば、三段に製し分け見せしに、一段はつうれい用ふる朱墨におそれり。跡二段はにい朱の如し。

また九谷焼の土出でたる所あり。土色白くほろ<sup>ノ</sup>云々したる土なり。焼ものにする時は悉くすいひしたるものゝ由。

九谷焼は後藤が焼きたるにはあらず。田村横左衛門云々もの焼たり云ふ。九谷の宮に花瓶一對あり。田村横左右衛門明暦元年六月廿六日云々藍にてあり。是は焼物手初に此の花瓶を焼き、奉納したる云々傳ふ。

村の入口右の方連如上人屋敷跡あり。往古番頭新助云々者、此の谷十ヶ村の代官にて在りしこ。

屋敷跡あり。此の谷領々に金掘し穴四十ヶ所許もあり。後藤が金掘の跡云々にあり云々。其の比大聖寺より引越し、何ヶ年も金掘りし事あり云々傳ふる由、九谷のものいへり。

九谷村惣兵衛云々者、昔より持傳ふ品云々て墨紙包にして天井へ釣上げ置く。是を見れば眼つぶるゝまで人に見せざりき。予巡見の節出させ見るに、御判ものなり。

## 制 札

江沼郡 くたに村

右於此山<sup>一</sup>、松木栗木以下剪取事堅令<sup>ニ</sup>停止<sup>ニ</sup>訖。若

背此旨<sup>ニ</sup>叢有<sup>ヒ</sup>之、則可<sup>レ</sup>處<sup>ニ</sup>嚴科<sup>ヲ</sup>者也。

慶長十八年二月二日

利光御判

九谷村の奥に千束の瀧云々あり。凡そ高さ百間云々へり。寛文年中の比、千石原云々所にて木を多く剪り流せしに、此の瀧へそだ千束沈む云々。夫より千束の瀧云々付けしこ。これより八町あなたに女郎ヶ瀧さてあり。此の瀧へ行くに、千束の左の山道にはしご坂さてあり、甚難所なり。此の坂の下地は昔しづくいにてかためたるなり云々傳ふる由、九谷のものいへり。

## ○熊 坂

古城跡あり。江沼郡在々所々記云、吉岡より城山へは己午の間に當る。山の平地長さ二十三間、北南幅三間半許云々あり。

北陸道抜書云。實性院西方有謂小野濃道處。實盛討死時上方勢引退之道也。○あり。

此の領内石橋の裏に、朝日さし夕日かく木の下に漆千斤米千斤、子孫の爲に埋め置くなり。彫付けありしそぞ。昔石橋普請の時見付けし云ひ傳ふ。いつの橋なるやしれず。

○串 北陸道抜書云。自是南有廣原野。誠喰畔多景。一目千里之風景也。是號串野。○あり。

○串茶屋 當村の茶屋女、那谷御普請の御微妙院様より御免にて、茶屋女出來たり。云ひ傳ふ。金城より茶屋女の事御尋あり。御日記等御詮議ありけれど定かならず。此の言傳の趣を被仰遣しこそ。又一説に當村茶屋女出來たる事は、いつの比較されず、至つて古き事なり。此の領湯端にて、昔瓦焼たる事あり。焼物も焼きたる由。串茶屋村新屋何某、此の焼の花瓶持ち傳ふ。形は薄ばたの如くにて、焼物の色唐金に似たり。

○矢田 此の領に櫻井何某屋敷跡あり。今畠なり。中古迄馬場の跡。西山田の手前左の方に、蓮如上人藏跡。今に土中より焼米出づる。同所右の方に、蓮如上人家の子下間が屋敷跡。○山田

江沼都在々所々記云。東山田村西はづれに宮端玄蕃屋敷跡あり。三十間四方有之。

○山代 龍宮院といへる僧院ありしこて、古瓦今にあり。御敷之内字に龍宮院といふ所あり。此の地なるべし。従古山代より我谷村迄を山代の郷。云ひし由。

新村の向赤山。云ふ所に、滑石の下品なるもの産す。桂谷へ越ゆる所の坂中に貝石出る所あり。此の領内所々に寺屋敷跡多し。

○山代 當村豆腐屋何某先祖拜領せしこて、脇指・馬具等今に所持す。

山代温泉並藥師縁記云。  
加陽江沼郡山代温泉は、其の由來を尋ねるに幾千歳といふ事をしらず。我國神代の昔には人いまだ療病の方にくらし。是が爲に少彦名命所々の温泉を以て民の患をすくふ。此の靈湯も其のひみつこそ。聖武皇帝の治天神龜二年。かや、行基僧正錫を越路の雲に飛ばして、我が白山によぢ登り給ふ時、初めて爰に浴して泉の異なる事をしる。故に手づから醫王善逝及び日光・月光・十二神將の像を刻み、是を岩宇に安んじ給ひ、此の温泉の鎮護にしてより、山は靈方と呼び、寺を藥師と號する事宜なるかな。夫より數百歳の霜を経て其の地則ち荒れすたれ、跡をしも知る人なし。長徳年中の比かよ、華山法皇北陸へ遊行まし、所々の勝迹を巡見し給ふ。漸く加陽の吸坂にいたりて、遙か山の限をかぎりて一片の氣を見て、其の氣の形たる事氣氣となる事いふべからず。其の夜の夢に老翁あつて語つて曰く、瑞雲淨利より來りて迹を此の處に垂る。この泉は是れ

我が悲願力を以て涌出し、方便力を以て護持す。昔行基已に聞くといへども、荒塞して年久し。方今時興復せよ。言ひ訖て滅す。法皇愕然として驚き、醫王の告ぐる事を知りて悦び給ふ事限なし。此に於て忽に精舍を創建し、終に山代郷内の一莊を寺產に充てられ、號を改めて藥王寺。云ふ。法皇の伴ふ處妙覺比丘。云ふ僧を残し給ひ、長へに護國安民の法を修せしめしより以來、沿者絡繹として八方よりあつまり、利益縡々として萬代に潤ふ。嗚呼加陽の壯觀とも謂つべし。然して後天文年中に、越前朝倉義景同姓教景を遣して當國に亂入せし比、當寺終に兵火に灰燼す。云ひも、數軀の靈像のみひこり存する事を得たり。是より纏に茅葺を繕ひて像等を掩ひ、年を積むごとまた幾許ぞや。後に時なる哉、慶長五年贈亞相利長公、武勇を以て山口氏を攻め破り、勝つ事を一戦に決し給ふ。此の陣を松山の城に屯し、路此の地を過ぎ給ふ。寺主幕下にいたり、當山の開闢を演説せしに依りて、やがて釣命を下し、今の院地並に若干の山林田園を賜はり、晨香夕烟の勤めをなさしめ、福を禱り禱を讀るの靈地。寔なり。寔永年中に至りて、小松

黄門利常公の時、故捨遺利治公を以て江沼郡に守たらしめ給ふ。利治公外には衆を要するの仁厚く、内には法を敬するの信深し。曾て故郡におはします時、潛かに佛像を感じたまふ事ありてより、奉佛の堅き誠をあらはして一字を造営せんと欲し、先づ良材を城苑にあつめ、工をして是をえらばしむる所に、俄に武江に勤仕し給ふ事あり。翌年不幸にして恙に侵されまします故に、かの素志終に果さず。是に依りてあらかじめ村井長之に命じて、彼貯ふる所の堂材を此の山代に移し、當寺の靈像等を安置せしむ。即ち今之の藥師堂是なり。この時賜はる所の親翰あり、于今櫃に藏めて重んずる處なり。永々後證に備へむ爲ならん而已。

## ○山 中

温泉あり。縁起曰。

聖武天皇天平年中。加州江沼郡從山中嶺上。不思議紫雲覆其峯。泉州菅原寺行基法師。尋登此嶺上。闕見彼紫雲。八十老人現來。告行基曰。有温泉。此圓發開湯壺。可與賜浴室於衆人。言訖忽飛去東方。行基隨其教。掘出溫泉。發開三間四面湯壺。刻彫九寸非堅如

來尊影於木像。安置湯屋二階。南白山妙理社。金銀卷柱以瑠璃嚴軒端。爲萬民守護。北佛閣森々。坊中比薙。可謂異國朝元閣。臨辻小路狩塲園。久爲湯香。不分冷溫。入湯輩病無不治。殊斷毒味。膚狀冷性。心聲如來名號觸耳。諸病平癒。令成色身安樂所願也。誠經文明白者。雖然有漸。後承平年中從將門叛逆時。建退轉期。至賤男女失吾柄。又本深山生茂。爰治承年中高倉院御宇。從京方引籠居住塚谷村長谷部信連云有官人。終日愛鷹。馳登此嶺頭。徧視山中。折脚白鷹徐來。便入池水。暫出亦入亦出。終舒翅飛行。又經一七日。折脚白鷹延堅固脚足。憩草間。官人忘他念。則合逸物墮者。無難抓鷹落。官人慮其因由。白鷹是白山妙理可使者。可恐成意誓。斷鷹足韋忽拋虛空。則怪見葦間。疏鑿溫泉。自嵯峨巖石中穿出。則微妙藥師尊形。承聞。往古行基法師開山可溫泉是。貴哉二百餘年雖埋泥。具足神力佛體者。毫釐

○ 松 嶺

ちたち可申。又此たびもそのほうひだりのうでこし、わかやぎ可申候。かしく。

秀 吉 判

七月五日

はんくわい

菊畫掛物

當村泉屋芭蕉の真筆にて所持す。

山中や菊は手折らじ湯のにほひ

はせを

江沼郡在々所々記云。村の上に柴田の付城にて山上に有之、黒谷の城山とはすぢ向なり。あり。

○ 松 山

村の上に古城跡あり、釜石にてあり。いづれ火燒跡のやうに見ゆ。所の者いりがま云ふ。此の城主姓古德山五兵衛居城なり。云ひ傳ふ。また北陸道抜書云。月津東有古城。曰松山。昔坪内伯耆守居城。自此城移千金澤城。云あり。

かぬいや八下候。ないく申あわせ候事そうノトウ

夢 憇 紀 開

き故、今の松崎に家作し、此の邊荒地を開き作り居けるござ。其の後段々村こ成りし云ふ。此の邊にては今に能登屋松崎云ふなり。

#### ○眞砂

此の村往古越前越智山の麓田倉の助兵衛といふ者、眞砂の蓮光谷云いふ所へ來り住居し初む云ひ傳ふ。昔九谷より奥に人家なし。或時川上より古き椀ながれ來り、不思議におもひ尋行しに、眞砂村云ひしきぞ。故に木地眞砂云ひへり。今は木地挽ものなし、しゃくしを業云す。

#### ○二子塚

此の村の社に昔より寶劍納めあり。此の邊光りもの出づる事あり。寶劍の光りなり云ひしきぞ。其の後此の村及困窮、此の寶劍を佐分喜六郎買求め、代々持傳ふよし。時なるかな寛政年中佐分家より御上へ上る。本阿彌に御詮議有しに、神息正眞云ひ申上けしきぞ。

此の領内古屋敷云ふ所に、牧野市左衛門といふ者の屋敷跡云てあり。今畠なり。當村の庄屋の先祖云ふ。

字を華立云いふ所に、芝原六尺四方許、踏めば其の音大にひゞく。何様土中空なるべし。瓶にても埋みあるか云い所の者いへり。此の邊より夜分火出づる事度々あり。時により火の五六十も出づる、松明のごごしき。此の火二子塚より見たるものなし、往還の方より見たるもの多し。十村半助なき度々見たり云ふ。

#### ○深田

村の中に鏡が池云ふあり。池中に鏡一面あり。指波し三寸許にして柄なし。裏に鶴龜の模様あり。甚古鏡なり。此の鏡實盛池中へなげ込み云ひ傳ふ。江沼郡在々所々記に云。村東山脇に覺善之館屋敷跡云てあり。五十間に三十間許、北南へ長し。

#### ○極樂寺

此の領内より火玉出づる。烟の火云ふ。以前は夜毎に出でたり。城下へ來る事度々あり。或人網にて打ちたる事ありしに、網の目より火玉網末になりて出で行しきぞ。また先年予が町内の童、たそがれに遊び居ける。間近く螢飛び來り、追ひかけらへんせしかば、俄に大なる火玉云な

#### ○荒谷

此の領に岩のひたひより鹽出づる所あり。味ひ見るにから心撓。毎出戰莫レ不勝。亦時能姪有云天房快舞者。其氣情恰似時能。且時能從者有惡八郎者。大力也。又有怪犬。時能用之如從者。名犬獅子。善間。馳進中能察其嚴密懈怠之狀。此三人蒙帽子。或着甲冑或鎧衣。與時能同馳入敵陣。或超城屏。莫レ不擊ニ敵兵。

#### ○梨木谷

此の領に岩のひたひより鹽出づる所あり。味ひ見るにから

云ひし由。北陸道抜書云。大聖寺北方有畠村。尊氏治世

時。畠六郎時能出生之地也。時能者十六歳而膂力絕比倫。到武藏國好相撲。關東八州之人無勝時能者。肩腕筋骨大而股肉厚。似薩州氏長大力。厥後移住信州。以山野江海漁獵爲常業。歲久或策馬乘落崖嵬岩石。如得神變。唯造父取御走千里。亦善水練。得馳夷道。自可奪驥龍領下珠。且善射練。蓋山跡。射落遠樹之柄猿。亦臨戰場。則謀巧能睨人。氣健不

門云。代々家を繼ぐものは一先づ亂心するといへり。大杉の者物語けるこそ。

荒谷の奥に、岩のひたひに梅雨の比年毎に蛇出づる云ふ。四十九院のつゆ蛇に同じ、荒谷の者いへり。

江沼郡在々所々記云。赤岩の城にてあり、上に平地五六間許あり。同城跡の山の根迄荒谷より四町許云。

○作見

村より左の山を城跡云ふ。作見藤丸砦とも云ふ。又藤丸新助云ひ、大内家の臣の居城跡とも云ふ。定かならず。江沼郡在々所々記に云。村より後の山小寺新助城跡の由。三方は谷田、前は作見村なり。道下田多し。向山遠しあり。また村より一町許北の方に、焼物場の由にて山の根に少しの跡あり云ふ。

龜割坂の左に古松あり。藤丸の塙、又佛御前の塙とも云ふ。又藤丸の家臣上羽次郎左衛門塙なりとも云ふ。歯のうづく時、此の松の根に大豆を埋み念すれば、うづき止むといへり。北陸道抜書云、昔此處有<sub>二</sub>藤丸某所居之古城云。

○あり。

昔此の村にて甕を焼出す時、此の坂にて甕を割らしたる事時々あり。是より甕割坂の名あり云ふ。其の比は此は作見焼にて皿なきもあり。一説に作見焼云ふも、實は菅波焼なり。菅波焼にて茶器にもあり云ふ人あり。

○榮谷

宮の上、山の根によき石あり、所の者いへる事ありて、庄村の十村次郎兵衛彼場所へ行き見侍りしに、誠に自然石に覺しく見えける故、石工をして切らせ見るに、石のからこの蓋なり。驚きもこの如くに埋み置きけるこそ。

宮の内に大なる石舟あり。此の石舟は那谷御普請の時分、御用にて是迄持付け、人足共休みけるに再び動かす。無是非此の宮に置きたり云ひ傳ふ。

○坂下

昔那谷道は分校より當村へ出で、那谷へ行きし由。今那谷道にはだしヶ坂さてあり。是は昔のはだしヶ坂にあらず。昔のはだしヶ坂は榮谷分校の領境にあり、山道なり。十村半助が露地のうちに、那谷道の跡にてあり。百年許以前の事の由。

○坂下

往古は此の村の前蛇嶋よりつゝき湖なり云ふ。今十村新四郎屋敷の所は、歩わたり往來せしこぞ。今に新四郎屋敷の字を村の者ジャブノ云ふ。

江沼郡在々所々記云。村より北の方に貴船の宮あり。同所より大坂の茶屋へは午に當る。二軒茶屋より其の次の三軒の茶屋へは、丑寅の間に當る云。昔は茶屋所々にありたる云見ゆ。

○箆輪

今は村たえてなし。昔此の領にいちごを多く植ゑたる事あり。微妙院様被仰付し事云。此のいちごの番に箆輪某引越し居たる由。其の後田地開け、箆輪村と名付く云。

○三ツ村

昔三ツ村橋の邊に御亭あり。今寶門の内松嶋の舟御番所へ、此の亭を引給ふ云。

此の領に紅白の櫻一株あり。神木なり。此の木の花咲き満つれば、豊作云。昔より云ひ傳ふる由。

○下福田

道脇に小川あり。うちに宮あり。風の宮、さぐらの宮ともいふ。此の神躰後藤才次郎作の阿彌陀の木像なり云ふ。大なる木の根のうちに埋まりあり。此の宮より石を拾ひ出づれば、たちまち大風吹き、其の儘かへせば吹き散ぶ云。是れ迄ためしまゝ多し。故に秋實の比は、我谷村より奥往來を禁す。此の宮をこぐらの宮といふはあやまりなり。十村の宮なり。往古此の谷十ヶ村の惣社なる故、昔はかく云しこぞ。

○西住

此の領に西住法師居住せし云。今村中に西住が塙跡みてありしこぞ。

○弓波

此の邊を弓波の庄といひたる由、畠中に塔の臺あり云ふ。寺屋敷跡なり云。江沼郡在々所々記云。村より東方に法道寺云ふ寺屋敷跡の由にてあり。今畠中なり。其の跡に大石一つあり。同所より作見村西に當る。北書云。昔福德長者松尾高住居の古蹟なり云。あり。

○右

昔は此の領内に大なる澤あり。狼常に住む故に犬の澤云云。又犬の澤に昔浪人居住し、常に生糞を貯へ御用を勤む。數年立ちて御用を断りし時より、此の糞の料として下福田村に栗役ミテあり。定かならず。

## ○敷 地

村をはなれ、往還の右に榎あり。神木なり。三本木云ふ。左に松一本あり。田中の松といふ神木也。今も敷地天神の社務支配ミズ、敷地の社下の町家の間に、富権の馬の首塚ミテあり。此の事を天神社務に聞くに、馬の首塚にあらず。往古四月午日・十一月午日に勅使立ちて御衣を御寄附あり。此の時古き御衣を此の所に埋み幣を立つる、此の日をお祀り。昔より重き御神事ミヘリ。今此の日を御午祭ミ。午の日の祭故なるべし。富権が馬の首塚は、村中に一里塚の如くなるに、榎數本生ひ茂る、是を首塚云ふ説ありミ。村のうへに金吾ヶ城ミテ城跡あり。

北陸道抜書云。有三天神祠。文武天皇慶雲元年白山建立。

同二年建立敷地天神祠。敷地天神者。本是菅生之天神

也。傳稱本朝四十二代文武天皇御宇慶雲一年春。主上惣ニ宸襟。雖命有驗之高僧貴僧執行大法秘法無靈驗。考日本神名帳十卷。則有加賀國江沼郡菅生村。急建社堂以祭焉。御惣忽得靈驗。由是勅使下向于菅生村。建立神殿拜殿百廿末社。且講堂護摩堂經藏鐘樓自建立。主上益快然。故世々相傳。祭禮無懈怠。今內菅生石部神社名。然則天神名。在菅丞相之前既明矣。亦上古稱三天神者。皆是勅請國常立尊或天照大神。此兩神者日本開闢之祖神而垂跡於諸州。故其處無不勅請焉。昔每歲仲春四日。天子遣奉幣使於郡國。故其國守奉詔各祭其國之神。以國常立尊天照大神八幡宮爲先。謂之宗廟。其後菅原朝臣道真御逝去之後。勅請洛陽北野祭焉。其靈驗益新。參詣之人聯々袖貴賤群集。由是日本國中莫不勅請天神。然則菅生天神亦稱菅丞相。尤宜哉。且菅丞相素被任加賀權守。故後世爲加州大守者。不可不崇仰之。况復預其姓者。最可貴重焉。亦社前有馬塚。尊氏時富権某乘馬過神前。馬忽

折前足不レ進。富権曰。軍陣無レ禮。何爲下レ馬乎。即切我馬頭抛棄社内。宮人社外埋馬頭。以名馬塚。今亦在敷地。尊氏治世時。敷地伊豆守居住焉。是一揆大將也。敷地昔有金吾中納言義景所據之古城也。

## ○庄

昔此の邊を黒笠の庄云し由。

此の村に因性寺といふ一向宗の寺あり。昔は眞言宗にて、山號を桃林山云ふ。此の邊湖水にてありし時、龍神より相傳の安産の薬ミテ今に出す。

## ○鹽 屋

川を隔て加島の森あり。吉崎より湖の内に加島道あり、昔はなし。此の邊を蛇嶋といふ。昔は一圓湖にて嶋二つあり。御麿嶋云ひし由。昔鹽屋云ひし由。當年砂押出しが越道も砂に埋もり、寛政年中追々鹽屋村端へ家を引く。近年は鹽屋の方の村端へ御藏建替あり。また加島も戸の方島根に砂原出来たり。是等も近比迄なし。嶋根にわに松ミテあり。此の下昔は淵なりしに、いつしか砂原云

なる。瀬越前より水戸迄の川筋、一軒六尺許もあせたりミ、兩浦のものいへり。水戸の向海中に、八丈ヶ岩ミテあり。波高き時は見えず。往古此の所往還なりしが云ひ傳ふ。

## ○篠 原

此の村の宮をやしわの宮云いふ。元正帝養老二年重巡。昔は大社にて寶物數多あり。中に金の慧三折敷ありしを、淡に入りし寶船盜み取りしに、其の船沈み岡ミテなりしがぞ。依りて宮の下を船ヶ谷云いふなり。

實盛が塚あり。此の邊古戰場なり。又實盛が塚は海の中になりしがいふ。定かならず。此の邊に以前新堀音請ありし節太刀の折な云掘り出でたり。

實盛がびん洗池ミテあり。又首かけ松ミテあり。

裏に自得念至法花九字元祖大菩薩之真蹟敢無豫豫者也

貞享元年甲酉三月十七日書判

此の掛物源右衛門代々持ち傳ふ。以前は平織懃左衛門云云

ふ者、江府千駄木御屋敷詰數年しけるに、近所に質屋あり、常に入魂にせしに、惣左衛門歸國の節是を送りしこぞ。裏書は中山日意上人なる由。惣左衛門死後ゆかりあるにより、源右衛門先祖へ送りたり云ふ。則惣左衛門書き置きし紙面等、源右衛門方に持ち傳ふ。

北陸道抜書曰。從此處一里半。西之海邊有謂佐見篠原所。昔實盛討死篠原是也。亦有二十器塚。酒宴處。其土器散在而到今猶存。亦實盛有洗鬢池。篠原合戰者。壽永二年五月十一日。木曾義仲於俱利伽羅谷擊三亡平家。覆天下全軍兵。亦出張于能登小田中新王塚。於是寄進神領於諸社。多田八幡寄蝶屋庄。菅生天神寄龍美庄。氣比社寄飯原庄。白山社寄横江・宮丸二箇所庄。去治承四年八月石橋合戰時。與賴朝相戰人々。皆逃登屬水家。長井齋藤別當實盛。浮巣三郎重親。保野五郎景久。伊藤九郎助氏。直下四郎重直等。其外十九人。屯篠原休入馬。毎日相會。酒盛而慰軍贏。同五月廿日義仲率五萬餘騎。馳向篠原。平家大將畠山莊司重能。小山田別當有重。宇都宮朝綱等。引率三百餘騎相向。時廿

一日午刻天晴。畠山・今井進把磨競駿。初五騎十騎馳向。合劍爭雌雄。其後兩陣入亂遇決勝負。或捕首或衝倒。今井兵被多擊。畠山家子郎等多亡引退時。平將高橋判官長綱。率五百餘騎馳向。暫支挑戰。然高橋兵皆烏合勢而盡逃遁。高橋雖心剛引退于南方。與入善小太郎行重相組。行重却刺殺焉。亦平將武藏三郎有國。率三百餘騎呼號馳來。木曾兵仁科山田次郎。以五百餘騎打向。暫支防戰。有國奮呼馳入木曾軍中。自三四面射三貫之立死。平勢彌弱。忘其所拒或引去。此時武藏國人長井齋藤別當金作太刀。六十四差截生矢賀。持重腰弓。騎革毛馬置實盛。掛赤地錦直垂。着前黃威鎧。結頭形背緒。帶二援我主隔其中。實盛押雙與無手相組。實盛曰。汝本朝一剛者。即組伏。推附鞍前輪。不些勦截其首。光盛看之。廻弓手引上鎧草摺。一刀刺之。看其弱氣。組三伏之。實盛雖心猛。軍贏且被深創。又老武者也。

遂伏倒。時光盛令從者取實盛頭。實檢于義仲。義仲深感賞焉。こあり。

○新保

笠原へ越ゆる平山道、昔は往なりといへるものありしそ。何れは道跡と覺しく見ゆ。左右に小土居の形あり。屋敷跡と見え侍る所もあり。知る人なし。

○下栗津

長山といふ臺に屋敷跡あり。誰が屋敷とも知る人なし。また田の中に首塚とてあり。此の邊を塚田といふ。夜陰は靈火出づるごと。又當頃の大野へ入合に屋敷跡あり。是も誰が屋敷とも知る人なし。

○下谷

蓮如上人佛水とて清水あり。此の領内貝石數品產す。農人烟を返へすに掘り出す事まゝあり云ふ。

○柴山

江沼郡在々所々記云。天神の宮より西の方に柴山某屋敷跡の由にて、三町四方許あり。前は川、三方は土居、其の跡今は山となり。小松多し。其の山後東の方天神の宮下へ屋

敷を取り有之由、其の跡は今畠並に田なり云あり。

○四十九院

缺岩といふ所あり。村より十町餘奥の谷なり。年毎に入梅の比岩のひたひに蛇出づる。

江沼郡在々所々記云。村の山の根に日覺坊の屋敷跡あり云云。

○日谷

此の領より山中白谷へ越ゆる山道あり。おあし峠といふ。此の所に姥が懷ろ云ふ所あり。此の邊より白石出づるといふ。

荒木へ越ゆる道の右古城跡あり。城主小池宮太兵衛といふ人なり云ふ。天正年中に小田原御陣出陣の節、男子一人當町米屋三郎右衛門の先祖へ遣したる由、三郎右衛門家に云ひ傳ふ。其の故か三郎右衛門名字小池なり。

北陸道抜書云。日野谷古城。昔黒瀬覺道俄稱龍日野谷。

太閣攻之。然不陷。黒瀬古城。黒瀬覺道某居處。是一揆巨魁也。云あり。

日谷昔は火矢と書きしき。此の村の谷より火矢を打ち落

し、城に及びし故に、火矢ミ書き則ち名ミす。

城山の西荒木越の左り、此の山を觀音山ミ云ふ。山の根より直下村口平山の尾迄昔は土居あり。日谷川をたて込み、城山下湖水の如くなりし由。村の古き咄ミなりミ云ふ。

○森

小川をへだて初坂ミて家二軒あり。二ツ屋の出村なり。昔は飴ミを煮て賣りたり。初坂飴是なり。小松中納言様より御免許ありて煮たる由。今飴商賣致しても願ふに不及ミ云ひ傳ふミ、所の者いへり。

○菅 生

村の前苗代田の所、敷地大神社跡ミ云ふ。折節古き土器抔掘出事ありミ云ふ。

○菅生谷

此の村藤丸の家中屋敷跡ミてあり。

○杉 水

此の領内又は上新保邊山中に產するほくち茸ミて、木の剪口杯に生ふるミ云ふ。火のつく事妙也。士民此の茸をかんこの代りに用ゆ。色白く大なる茸にて、鍋茸ミいふ茸の類

なり。

○吸 坂

當村源太郎ミいふもの、後藤才次郎が燒きたる佛一軀持ち傳ふ。また吉兵衛ミ云ふもの、吸坂燒の小皿十人前所持す。吸坂燒は菩提池久保治郎兵衛ミいふ者燒きたる由、御算用場日記に有之由。田中氏はなしにて承る。

○菅 谷

村の手前左の方に谷川あり。此の川筋岩なめらかなり。此の處の石、上品の處は硯石に用ふ。また砥石にもなる由。村のもの所々へきり出す。

## 菟 惣 紀 聞 解 説

菟惣紀聞を江沼郡の地志だミいふやうに解してゐる人も多いが、それは精確な考察でない。何故ならこの書には、濱佐美・串・串茶屋・松崎等、能美郡に屬する村々のことをも記述して居るからである。隨つて大聖寺藩内諸村の名所、舊蹟・神社・佛閣等に關する口碑傳説の記録であるミいふ方が妥當なわけである。

この書の編纂の軸裁は、各村に項を別けて、その村内のことを何くれミなく列舉したのであるが、さまで精細に穿鑿の行届いたものでもなく、排列の順序は地理的に整理され居らないし、参考した文献も古戰場・古城跡のことには北陸道抜書ミいふのを探り、邑里に就いては江沼郡在々所々記を引用し、その他佛寺や温泉に關して一二の縁起を挙げて居るに過ぎぬ。だから同じく大聖寺藩の地志にしても、江沼志稿に比較するミ甚だしい徑庭のあるものではあるが、それでもまた捨て難いふしがないではない。

試に一二を拾つて見よう。

富塚村の條に、百姓が土砂を取らうとして、石の唐戸に掘り當てミいふ記事がある。唐戸の中からは甲冑・刀劍の断片、周圍三寸許の金環、瑠璃の緒占が出たミも書いてある。正に古墳の玄室か石棺かを發掘したことを意味するものである。この古墳は今も存在して居て、富塚の邑名がそれから初まつたと思はれる程可なり雄大なものなのである。それから榮谷村の條には、宮の上なる山の根方に良質の自然石らしいものが露出して居たから、石工に命じて截り出させようとした所が、石の唐戸であつたので、驚いて舊の如くに埋めさせた記され、又同じ村のくだりに、宮の内に大きな石舟のあるのは、那谷寺普請の際他所から運んで來たのであるが、ここで人夫が休憩した所再び動かなくなつたので、已むを得ずその儘に捨て置いたのミ記されれる。榮谷の石の唐戸は石柳であり、石舟は石棺で、その石舟はこミに説明せられたやうに他所から運搬し來つたものではなく、石の唐戸から持ち出されたものに相違ないと思はれるが果して如何だうか。それはさておき、江沼

は江沼國造の居た所で、その治所の何れであつたかは知られないが、文化も相當に進歩し、塚式古墳の築造も随分多かつたこゝと思はれる。それが漸次發掘せられ、若しくは破壊せられて、今日の如く残り少なになつたこゝは、是等の記事によつて能く考察し得られるやうに思はれる。それにしても斐惣紀聞が、近時史蹟として指定せられた程の法皇山に在る横穴古墳に就いて何等觸れて居ないのは、聊か物足らぬ心地がする。あの數多い横穴が當時まだ露出して居なかつたのであらうか。或は露出して居るものもあつたが、土民の注意を引かなかつたのであらうか。その邊のこゝは、別に研究を要するこせねばならぬ。

江沼郡西部の歡樂郷たる片山津の温泉が、元來柴山湯の水底から涌き出でるこゝは周知の事實であり、この書の潮津村の條にもその事を記した末に、温度の高さは青竹の色をも變ぜしめる程であると言つて居る。こゝで吾人は、斐惣紀聞が湯壺の所在を潮津の領内に屬する湖面として居るこゝに大いなる興味を感じるものである。一體今日片山津温泉所ごとなつてゐる聚落は、行政上世にも不思議なる一個

の存在で、表面渾然たる集團を成す所のものではあるが、實は作見村字片山津と、鹽津村字潮津小字砂走の兩部落の寄合世帶であり、小學兒童の間にすら學校を異にするが爲に融和のしようもない程に疎隔して居るのである。殊にこの聚落内に於ける兩村の境界線は、とても地圖の上に一直線又は一曲線を以て現はされ得べきものではない。文字通りに犬牙錯綜と言つた方が適當に近い。さうして古へ湖中であつた湯壺の埋立地は、潮津領らしく思へるに拘はらず片山津領であるのを、以前から不審に考へて居たのであるが、果然斐惣紀聞は潮津領としてゐるのである。水面のこゝだから、湯壺埋立の際にかうした領境の變化が起つたものと見える。

それから九谷村の條には、九谷焼が後藤才次郎の始めたものではなくて、田村權左衛門が燒いたのだとの意味を記してゐて、これは後藤才次郎を九谷焼の陶祖なるかの如くにいふ傳説と全く異なるものである。随つて、後藤才次郎は元來金屬彫工であり、金銀の鑄造に長じて居たから、大聖寺藩分封の際本藩から派遣せられた金工で、それと同時に

殖産獎勵事務にも關係して居たらしく、藩營九谷製陶事業の監督でもあつたらうが、斷じて陶工ではなかつたとする吾人の持論に、この小さな記事が、大いなる支持を與へて異れる所のものである。

斐惣紀聞の著作年代は、享和三年の序文があるから凡そその頃と定めて差間がない。著作に就いては故森田平次翁が小塙秀得であると考へ置かれたが、それは實に千慮の一失であつた。序文の中に塙五明の著なることを書いてあるが、その塙五明を小塙秀得のことだと断ぜられたのであらう。一體この序文は東方祖山の作に係るもので、東方明が毫を揮ひ、原著は塙五明であるが、野菜滋も亦幾分修補したものであるといふことが記されてゐるのである。今簡単には等の人々に就いて述べるこゝ、祖山は東方宇左衛門、後に通稱宇左衛門、諱潛、字は叔龍、號は蒙齋又は東城である。東方氏は世祿百二十石で、斐惣紀聞の序文を書いた頃には尙祖山の代であつたのである。それから著者の塙五明は藩士塙谷澤右衛門で、家祿八十石、寛政・享和の頃の御

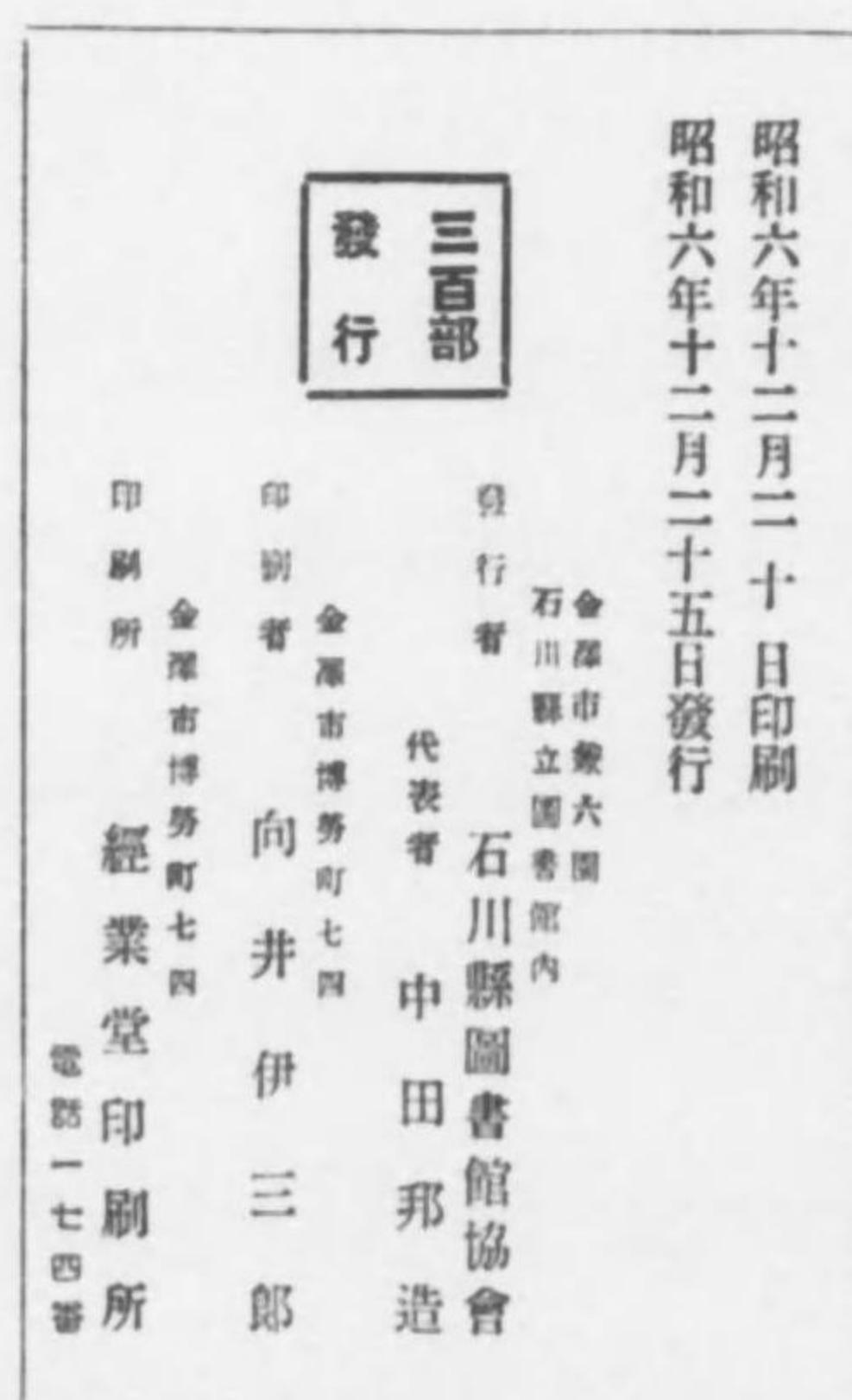
郡奉行であつた。野菜滋といふのは二百石を食んだ東野千助で、この時分は御用人を勤めて居た。この四人は、祖山の妻の兄が千助であり、澤右衛門と祖山とは從兄弟の間柄であるのみならず、澤右衛門の娘が明の妻であったのである。(但し享和中には明が結婚前であつたかも知れぬ)これら等の關係は同地出身の後藤松吉郎翁から示教を得た。小塙秀得は江沼志稿の著者で、時代も少しく後れてゐる。混同としてはならない。

斐惣紀聞の底本としたものは、清水沖一郎氏の藏本で、嚴父長光の手寫に係るものであつた。併しそれは少年時代の執筆で、魯魚の誤りが決して少くはなかつた。それで更に京都府龜岡に住んで居られる岩田久太郎氏の藏本を借覽し、次に在東京の後藤松吉郎翁の自から贈寫せられたものと比較した上、最後に侯爵前田家の尊經閣文庫本によつて訂正を加へた。これ程の手數は可なり困難なものであり、在來の流布本よりも餘程良くなつたには相違ないが、それでもまだ二・三難解の箇所を残さざるを得なかつた。是等は到底如何ともなし得べからざる所のものであり、恐らくは

著者の原本からが、この程度のものであつたらうと思はれるのである。

昭和六年六月

校訂者 日置謙





終

